

北九州市公報

発 行 所
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号
北 九 州 市 役 所

目 次

公 告	ページ
木屋瀬・旧本陣、祇園町地区建築協定書の縦覧【建築都市局指導部建築指導課】	5 0 1
北九州都市計画道路事業の認可に係る図書の写しの縦覧【建設局道路部街路課】	5 0 2
北九州都市計画道路事業の認可の告示【建設局道路部街路課】	5 0 3
北九州都市計画道路及び駐車場の変更案の縦覧【建築都市局計画部都市交通政策課】	5 0 4

北九州市公告第170号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第70条第1項の規定により木屋瀬・旧本陣、祇園町地区建築協定書の提出があったので、同法第71条の規定により公告し、これを平成24年3月12日から同年4月2日まで北九州市建築都市局指導部建築指導課において関係人の縦覧に供する。

平成24年3月12日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市公告第171号

福岡県知事から次の北九州都市計画道路事業の認可に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第2項の規定により、これを北九州市建設局道路部街路課において公衆の縦覧に供する。

平成24年3月12日

北九州市長 北 橋 健 治

3・3・169号穴生水巻線（森下工区）

北九州市公告第172号

北九州都市計画道路事業の認可の告示（平成24年福岡県告示第359号）があったので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第66条の規定により次のとおり公告する。

平成24年3月12日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 都市計画事業の種類 道路事業
- 2 都市計画事業の名称及び事業地の所在

名 称	所 在
3・3・169号穴生水巻線（森下工区）	北九州市八幡西区鷹の巣三丁目、穴生二丁目、森下町及び大字穴生

- 3 施行者の名称

北九州市

- 4 事務所の所在地

北九州市小倉北区城内1番1号

（北九州市建設局道路部街路課）

なお、事業地の詳細については、本事業に関する図書を上記の事務所において縦覧に供している。

北九州市公告第173号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、北九州都市計画を変更するので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について意見のある住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに北九州市長に意見を提出することができる。

平成24年3月12日

北九州市長 北 橋 健 治

1 都市計画の種類

道路及び駐車場

2 都市計画の変更に係る土地の区域

(1) 3・1・209号 城野駅北口線

追加する部分 北九州市小倉北区若富士町及び北九州市小倉南区城野一丁目の各一部

(2) 8・7・19号 歩行者専用道路16号線

追加する部分 北九州市小倉北区片野新町三丁目、若富士町及び北九州市小倉南区城野一丁目の各一部

(3) 11号 城野駅北口自転車駐車場

追加する部分 北九州市小倉北区若富士町及び北九州市小倉南区城野一丁目の各一部

3 縦覧場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市建築都市局計画部都市交通政策課

4 縦覧期間

平成24年3月12日から同月26日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時15分まで

5 意見書の提出要領

当該都市計画の案について意見書を提出しようとする者は、意見をできるだけ具体的に記載した文書を、平成24年3月26日までに上記縦覧場所に到着するよう提出すること。